

2024年（令和6年）11月 1日

搬入者 各位

石名坂環境事業所長
北部環境事業所長

市民の方の剪定枝の持ち込み先変更について（お知らせ）

日頃より藤沢市の環境行政にご理解・ご協力いただきまして誠にありがとうございます。石名坂環境事業所焼却施設の整備工事に伴い、下記期間中は、一般市民の方の剪定枝の持ち込み先を石名坂環境事業所からリサイクルプラザ藤沢へ変更とさせていただきます。また、持ち込めるのは、戸別収集の基準を満たすものです。

何卒ご理解ご協力のほど、よろしくお願いします。

・ 変 更 期 間

令和7年度 ～ 令和10年度

（2025年4月1日～2029年3月31日）

※工事の進捗状況により、期間が変更になる場合があります。

以 上

事務担当：石名坂環境事業所 0466-81-6211
北部環境事業所 0466-44-0702

【持ち込みの注意点】

1 剪定枝として持ち込めるもの

- 枝の場合 枝の太さが 1cm 以上で、長さが 1.5m 未満のもの
(長いものは 1.5m 未満に切る)
- 幹の場合 太さ 50cm 未満で、長さが 60cm 未満のもの
(太さ 50cm 以上のものは半分に割る)
- 根の場合 太さ 20cm 未満のもの
(大きなものは 20cm 未満に切り、土等を取り除いてください。)

※枝は 1.5m 未満に切り、余分な枝葉をはらい方向をそろえて直径 35cm 未満で、大人一人で運搬できる重さに束ねてください。

※幹は太さ 50cm 以上の場合、半分に割ってください。

※根は大きいものは 20cm 未満に切り、土等を取り除いてください。

※分別の詳細については、収集日程カレンダー記載内容をご確認ください。

※金属類は不純物になりますので、針金等では束ねないでください。

※造園業者などの事業活動から生じたものは、持ち込むことが出来ません。

※車両等からの積み下ろしは、持ち込みされた方に行っていただきます。

2 剪定枝として持ち込めないもの

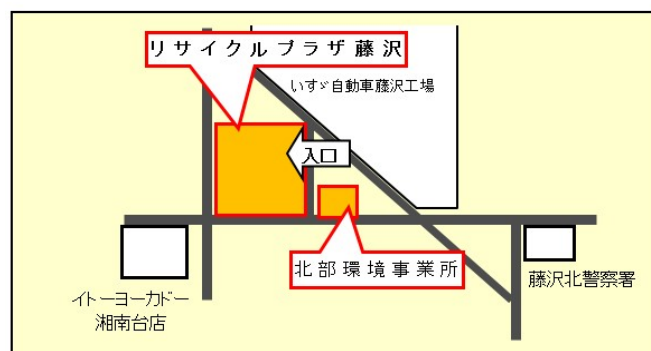
竹、シュロ、キョウチクトウ、つる性樹木は長さ 50cm 未満にして可燃ごみに出してください。

3 搬入先

場 所：リサイクルプラザ藤沢（藤沢市桐原町 2 3 - 1）

受付時間：平日 9：00～12：00、13：00～16：00

祝日（土日は除く）9：00～12：00



※施設東側からお入りください